

2020年9月8日

国立市議会議長 石井 伸之 様

提出者 重松 朋宏

” 高原 幸雄

” 上村 和子

賛成者 望月 健一

” 小川 宏美

議案の提出について

議員提出第 6 号議案

新型コロナウイルス感染者情報の提供・公表及び
自治体・医師会PCR検査センターへの財政的支援を求める意見書（案）

上記の議案を次のとおり、地方自治法第99条及び会議規則第13条の規定により提出します。

新型コロナウイルス感染者情報の提供・公表及び 自治体・医師会PCR検査センターへの財政的支援を求める意見書（案）

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が5月25日に解除され、一旦は収束に向かいつつあると思われた新型コロナウイルス感染症は、7月以降、新規感染者が東京都を中心に大きく増え、予断を許さない状況です。国立市においても、4月以降の3カ月間の新規感染者数8人に対して、7月以降の2カ月余りで新規感染者数は21人に達しています。

国立市においては、府中市、小金井市、国分寺市及び本市の4市医師会が設置・運営を行うPCR検査センターを支援して検査を開始し、感染拡大防止に努めてきましたが、社会経済活動が本格化する中、さらなる感染者の増加が懸念されます。特に、保健所を持たない本市では、管轄の保健所から公表される情報以上のことは知りえないのが実情である一方、感染拡大の防止を図りつつ、その影響を可能な限り小さくするよう万全の備えを固めていく必要があります。

そこで、国立市議会は東京都及び国に対して、下記の事項について、早急に行うことを強く求めます。

記

1. 東京都は、保健所を設置していない自治体の住民に対し、個人情報保護やプライバシー保護を遵守しつつ、管轄の保健所ごとに、把握している担当区域の感染者の状況について、保健所設置自治体と同程度の情報を公表すること。
2. 東京都は、保健所を設置していない自治体の求めに応じて、市町村の感染症対策に必要な感染者情報の共有に努めること。
3. 感染症に関する各地域での検査体制の整備を担う東京都として、自治体と医師会が連携して設置するPCR検査センターの運営に対する補助を増額すること。
4. 国は、自治体と医師会が連携して設置するPCR検査センターや医療機関が行う行政検査に対して、自治体の過度な財政負担が生じないように、必要な措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

2020年9月 日

東京都国立市議会

提出先 東京都知事、内閣総理大臣、内閣官房長官、
内閣府特命担当大臣（経済財政政策）、厚生労働大臣、総務大臣